

(登壇) 私は、陳情第24号教育基本法改正法案の廃案を求める意見書の採択と教育基本法の理念を学校と社会に生かすことを求める陳情について、委員長報告に反対をし、採択を求める立場で討論を行います。

教育をめぐる課題は、いじめ、校内暴力、不登校、学級崩壊、学校内外での子どもたちの安心・安全が脅かされるなど枚挙にいとまがありません。また社会における大人や子どもの規範意識の低下が社会問題化してきております。今回の教育基本法改正法案は、今の子どもたちをめぐるさまざまな問題や規範意識の低下などは戦後の教育のあり方、すなわち教育基本法に原因があるとして愛国心や公共心などの徳目を掲げ、国が心や徳目を子どもに求め、態度のかん養を強調し改正しようとするものであります。しかしながらこの課題は国の政策のもと、市場万能主義の徹底によりあらゆる方面で過度の規制緩和が進み、経済面での競争が激化し人間らしい働き方を奪われ、職場でのいじめ、不払い残業、際限のない派遣労働などが社会にまん延をする中で、ライブドア事件に象徴されるように社会全体において金ではかることのできる価値のみが貴ばれ、学校現場に大人社会の問題が反映してきたものであります。一番大事な価値が捨て去られてきたまさにその結果ではないでしょうか。教育基本法が問題ではなく、まさに現政権の政策運営がもたらしてきたものと考えます。平成15年6月旧米子市議会で議決したとおり、教育基本法はその制定過程、前文と基本理念の普遍的な内容などから準憲法的な性格を持つ法律であります。教育の再生には教育の諸課題を1つ1つ点検をし、実態に合わせた改善策を考えていくという地道な作業が必要であると考えます。そのためには法改正ではなく、むしろ教育基本法の前文にある、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性豊かな文化の創造を目指す教育を普及徹底しなければならないとするこの理念の学校及び社会への具現化こそが求められております。

以上のことから、陳情第24号の趣旨に賛成をし、採択を求め討論を終わります。